

引き続き検討が必要な論点について

- 2 情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方
 - 3 マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備の在り方
 - 4 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方
 - 5 質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方
- その他全体に共通する論点

2024年6月17日

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会
ワーキンググループ事務局

➤ 本WGでは、デジタル空間における情報流通の健全性に関する各検討課題への対応の在り方について、下記左表①～⑧の8つの論点に分類・整理しながら検討を進めてきたところ、第23回会合（2024年5月27日）までの検討状況（参考資料WG25-1参照）を踏まえ、引き続き検討が必要な論点について、相互の関連性等の観点から下記右図1～5の5つに再整理した上でさらに検討を進めることについて、どう考えるか。

■ WG第23回会合までに検討した論点

	大分類	小分類
①	1. 情報流通の健全性を巡る課題一般への対応の在り方	a. 災害発生時等における情報流通の健全性確保の在り方
②		b. マルチステークホルダーによる連携・協力の在り方
③		c. 偽・誤情報に対するコンテンツモデレーション等の在り方
④		d. 情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方
⑤	2. 広告収入を基盤としたビジネスモデルに起因する課題への対応の在り方	a. 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方
⑥		b. 質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方
⑦		c. 情報伝送PFによる発信者への経済的インセンティブ付与や収益化抑止の在り方
⑧		d. 情報流通の健全性確保の観点から見たレコメンデーションやターゲティングの在り方

■ 引き続き検討が必要な論点

1

情報伝送PFによる偽・誤情報への対応の在り方
(コンテンツモデレーションの実施の促進方策等)

左記③⑦関連

2

情報伝送PFが与える情報流通の健全性への影響の軽減に向けた方策の在り方
(情報伝送PFによる社会的影響の軽減措置等)

左記①④⑧関連

3

マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備の在り方
(協議・決定の実効性担保方策等)

左記②関連

4

広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方
(広告の事前審査の実効性向上方策等)

左記⑤関連

5

質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた情報流通の健全性確保の在り方
(広告主や広告仲介PFによる取組の促進方策等)

左記⑥関連

2 情報伝送PFが与える情報流通の健全性への 影響の軽減に向けた方策の在り方

(1) 情報伝送PFによる社会的影響の予測・軽減措置の実施

- 情報伝送PFは、**デジタル空間における情報流通の主要な場**となっており、その中で偽・誤情報その他真偽が不確かな情報や悪意ある情報が流通・拡散すること等により、**例えば次のような社会的影響が発生・増幅**し得る。
 - **人の生命・身体・財産への影響**
例) 健康被害、災害時の救命・救助活動や復旧・復興活動の妨害、詐欺被害、事業者への風評被害を含む営業妨害
 - **個人の自律的な意思決定を含む人格権やその他基本的人権への影響**
例) 誹謗中傷、ヘイトスピーチ、なりすましによる肖像権等の侵害
 - **健全な民主主義の発達への影響**
例) 集団分極化に伴う民主的政治過程への悪影響
 - **その他の社会的混乱等の実空間への影響**
例) 株価の下落、公共インフラの損壊、外交関係の悪化
- 情報伝送PFは、自社サービスやそのアーキテクチャ（サービスに組み込まれたアルゴリズムを含む）がデジタル空間における情報流通の健全性、ひいては**権利侵害、社会的混乱その他の実空間に与えるリスク・影響や個人の意思決定の自律性に与えるリスク・影響を適切に把握**した上で、コンテンツモデレーション、広告の質の確保や質の高いメディアへの広告配信に資する取組を実施するなど、**情報流通の適正化に取り組む上で一定の責任**を果たすとともに、**利用者の表現を預かる立場として、利用者の表現の自由の確保に取り組む上でも一定の責任**を果たすことが期待。特に大規模な情報伝送PFは、**デジタル空間における情報流通について公共的役割**を果たしている。
- こうした役割・責務に照らし、情報伝送PFは、自らが設計するサービスアーキテクチャや利用規約等を含むビジネスモデルがもたらす社会的影響の軽減に向け、**将来にわたる社会的影響を事前に予測し、その結果を踏まえて、影響を軽減するための措置※を検討・実施**することが適当。

※ サービスアーキテクチャの変更、利用規約の変更、コンテンツモデレーションの方法・プロセス等の変更、レコメンデーション機能の変更等を通じた措置

(1) 情報伝送PFによる社会的影響の予測・軽減措置の実施（つづき）

- その際、例えば次のような方策により、情報伝送PFの利用者及び情報伝送PF自身の表現の自由への過度の制約を回避しつつ、指標の客観性の確保を通じて情報伝送PFによる恣意的な影響予測を防ぎ、かつ、軽減措置の実効性を担保することが適当。

- ① 民産学官のマルチステークホルダーによる**実施指針の策定**
- ② 情報伝送PFにおいて、上記①の実施指針に従った**影響予測の結果やそれに基づく措置の内容を報告・公開**
- ③ 民産学官のマルチステークホルダーが、上記②の影響予測の結果や措置の内容を**検証・評価**

- 上記①及び③の場面における民産学官の役割分担については、
 - i. **政府（官）による大枠の制度設計**の下、
 - ii. 少なくとも表現の自由との関わりがある部分は**民産学のステークホルダーが主として協議・決定**を行い、
 - iii. そうした協議・決定への違反その他の機能不全が生じた場合に、**補完的に政府が関与**するという段階的・多層的な形を基本とすることが適当。
- 上記②の場面で**報告・公開される情報の内容・粒度はある程度統一**され、各社の取組を比較できることが重要。

(2) 特に災害発生時等における対応

- 災害発生時、感染症流行時、テロ発生時等、限られた時間の中で多くの人の間で適時に正確な情報の共有が求められる場面における情報収集・伝達手段としての情報伝送PFの存在感や公共的役割は高まっている。
- こうした場面では、偽・誤情報の流通・拡散等による社会的影響が質的にも量的にも大きくなり得、また、特にコンテンツ（それに伴う広告を含む）の閲覧数等に応じて発信者に経済的インセンティブを付与する仕組みを取り入れている情報伝送PFにおいて、経済的インセンティブ目当てのいわゆる「インプレッション稼ぎ」の投稿が増加するなど、情報流通に伴う社会的影響のリスクが高まる。
- その中で情報伝送PFは、上記の方策の一環として、公共的役割として人々にとって必要な正確な情報を迅速かつ適時・確実に伝送すべく、平時から計画を立て、災害発生時等には当該計画に従って即応することを検討することが適当。
- ただし、表現の自由に対する過度の制約を避ける観点から、こうした検討が求められる「災害発生時等」に該当するための要件や、始期・終期を誰がどのような手続で決定するのかについては、明確に定められる必要。少なくとも始期・終期についてはマルチステークホルダーの協議によって決定することが適当。

(1) 情報伝送PFによる社会的影響の予測・軽減措置の実施

- 偽・誤情報に対するコンテンツモデレーション等を直接的に促進等することに加え、情報伝送PFによる社会的影響の予測・軽減措置の**確実な実施を制度的に担保する必要性**について、次の点をどう考えるか。
 - **権利侵害性その他の違法性はないが有害（客観的に有害又は流通による社会的影響が重大）な偽・誤情報**の流通・拡散等による社会的影響の軽減に向けた方策としては、権利侵害性その他の違法性を有する情報とは異なり、表現の自由への制約となるようなコンテンツモデレーションを直接に促進等することよりも、当該情報の有害性や社会的影響の重大性の軽重に応じ、情報伝送PFの自主性・裁量を一定程度確保しつつ、社会的影響の予測及び軽減措置の実施を促していくことが必要かつ適当との指摘について、どう考えるか。
 - **影響予測の指標の明確性や軽減措置の実効性に課題（恣意的な影響予測がなされる懸念）**が指摘されている。そこで、前スライド（4ページ）（1）①～③の方策の詳細設計に関し、次の点について検討が必要ではないか。
 - ✓ **民産学官の具体的な役割分担**
例）表現の自由との関わりがあるために民産学のステークホルダーが主として協議・決定すべき部分と政府が関与すべき部分の切り分け
 - ✓ **マルチステークホルダーによる検証・評価能力の確保手段**
例）マルチステークホルダー又はこれを構成する研究者・研究機関に情報伝送PFから関連する情報やデータが確実に提供されることを制度的に担保（併せて、当該情報やデータに含まれる個人情報や機密情報の適正な取扱いを担保）
 - また、情報伝送PFのレコメンデーションシステムやターゲティング技術を通じ、個人の特性や状況に応じた脆弱性に着目してコンテンツや広告の表示先・表示順位が決定されることにより、偽・誤情報の流通・拡散等による社会的影響が深刻化するリスクが指摘されている。そこで、こうしたリスクを含め、**情報伝送PFのサービスアーキテクチャに起因する社会的影響を軽減するための方策としては、当該サービスアーキテクチャを自ら設計する情報伝送PF自身に影響予測と軽減措置の実施を求めることが適当との指摘**について、どう考えるか。

(1) 情報伝送PFによる社会的影響の予測・軽減措置の実施（つづき）

- その他、次のような論点についても、引き続き検討が必要ではないか。
 - ・ マルチステークホルダーによる実施指針の策定や検証・評価のプロセスの具体的な在り方
※ 特に、本検討会で検討されている「情報流通の健全性」に関する基本理念をどのように反映させるか。
 - ・ マルチステークホルダーが策定した実施指針や検証・評価の結果を情報伝送PFのサービスに確実に反映する方法の在り方
※ 例えば、次のような方法が考えられる。
 - ・ 実施指針を踏まえた行動規範を各情報伝送PFが策定・公表
 - ・ 検証・評価の結果を公表
 - ・ 検証・評価の結果を踏まえ、情報伝送PFにおいて影響軽減策を策定・公表
 - ・ 検証・評価の結果の中に具体的な影響軽減策を含めた上で、情報伝送PFにおいて当該影響軽減策を確実に実施
 - ・ 権利侵害性及びその他違法性はないが有害な「対応すべき偽・誤情報」の中に、情報伝送PFによる影響予測及び軽減措置の実施よりも、むしろコンテンツモデレーション等の直接的な促進等を図るべき領域が存在するか
 - ・ 情報伝送PFのレコメンデーションシステムやターゲティング技術がデジタル空間における情報流通の健全性にもたらすリスクへの対応として、情報伝送PFによる影響予測及び軽減措置の実施に代えて／加えて、いかなる方策が必要かつ適当か

(2) 特に災害発生時等における対応

- 情報伝送PFによる社会的影響の予測・軽減措置（前記（1））の確実な実施を制度的に担保するにあたり、情報伝送PFが災害発生時等に備えて立案すべき計画の一部として、**災害発生時等に自社のビジネスモデルがもたらす社会的影響を平時から予測し、有効な軽減措置をあらかじめ検討**しておくことについて、例えば次のような具体的な軽減措置が考えられるが、どうか。

- ① 信頼できる情報源からの情報の**伝送確保（プロミネンス）**及びその**基準の明確化**
- ② 災害発生時等に特に適用される**コンテンツモデレーション（収益化停止を含む）**に関する利用規約、ポリシー、ガイドライン等の整備
- ③ 上記②の利用規約等を踏まえた適正な対応を実施するために必要な**人員等の体制の整備とその状況の公表**
- ④ 上記②の利用規約等の**運用状況を事後に公表**（平時における定期的な公表とは別途、より短期的な運用状況を公表）
- ⑤ 関係機関（行政機関、ファクトチェック機関、研究機関等）との**連絡窓口の明確化**と、当該窓口を通じた**迅速かつ緊密な連携・情報共有**（偽・誤情報の流通・拡散等による社会的影響の大小や軽減措置の有効性を検証するに足りるデータの提供を含む）

- その他、次のような論点についても、引き続き検討が必要ではないか。
- ・ 情報伝送PFによる社会的影響の予測・軽減措置（前記（1））の仕組みに上記①～⑤のような対応をどのように反映するか。
 - ・ 「災害発生時等」の始期・終期に関するマルチステークホルダーによる協議・決定のプロセスの在り方
※ プロセスの透明性確保の在り方を含む
 - ・ 災害発生時等におけるさらなる対応の要否
例）上記①～⑤の影響軽減措置のうち一部の確実な実施
※ 個々の「災害発生時等」の場面ごとに、平時とは区別した追加的な対応が求められる具体的な理由の整理が必要

3 マルチステークホルダーによる連携・協力の 枠組み整備の在り方

3 マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備の在り方：これまでの検討状況①

(1) 連携・協力の目的

- デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けたガバナンス確保の必要性が指摘される中、その在り方等について、国内外の民産学官を含むマルチステークホルダーが相互に連携・協力しながら安定的かつ継続的に議論・検討し、その結果に基づく取組を推進することが重要。
- 特に、デジタル空間における情報流通に関わる特定のステークホルダーに影響を与える重要な協議・決定については、当該ステークホルダーが参加する場において透明性を伴う形で行われることにより、民主的な正統性を確保することが適当。
- 具体的には、表現の自由をはじめとする各ステークホルダーの権利利益に配慮しつつ、自主的な取組を推進する観点から、
 - i. 政府による大枠の制度設計の下、
 - ii. 影響を受けるステークホルダーを含む民産学のステークホルダーが一次的に協議・決定を担い、
 - iii. そうした協議・決定への違反その他の機能不全が生じた場合に、**補完的に政府が関与**するという段階的・多層的な形を基本として、少なくとも次のような目的での連携・協力を検討することが適当。

① ガイドラインや行動規範の策定・推進

例) デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けて各者に求められる取組に関するガイドラインや行動規範の策定・推進

② 情報流通の健全性に対する影響予測の検証・評価

例) 情報伝送PFによる社会的影響の予測結果や軽減措置の内容について検証・評価及びその結果の共有・公表

③ 情報伝送PFに対する協力・対応の要請と事後検証

例) 情報伝送PFに対しコンテンツモデレーション等の対応を要請し、過不足がなかったか等を事後に検証

④ 健全性確保に向けた取組等に関する協議

例) ①～③のほか、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた各者の役割・取組・協力関係等に関する協議を実施

3 マルチステークホルダーによる連携・協力の枠組み整備の在り方：これまでの検討状況②

(1) 連携・協力の目的（つづき）

- これらと合わせ、民産学のマルチステークホルダー（場合により官を含む）の間に、次のような目的での連携・協力を検討することが適当。
 - i. **情報交換**
例）偽・誤情報の流通・拡散の実態や傾向、対策に向けた取組（ベストプラクティス）、技術動向などの情報交換
 - ii. **情報の収集・分析・活用**
例）ファクトチェック結果に基づき、偽・誤情報の発信源・拡散主体の情報を収集・分析し、関係者間で共有・活用
（広告関係事業者・団体との情報共有により発信源に対する広告の出稿停止措置に活用、botアカウントの検出）
※ サイバーセキュリティ対策に関するIoT機器調査及び利用者への注意喚起の取組（NOTICE）や、インターネット・ホットラインセンター（IHC）やコンテンツ海外流通促進機構（CODA）による広告関係団体への情報提供の取組等も参考
 - iii. **ステークホルダー間のパートナーシップの確立**
例）情報伝送PFとファクトチェック機関とのパートナーシップにより、情報伝送PFにおいてファクトチェック結果を実効的に活用
 - iv. **政府に対する意見陳述・政策提言**

(2) 連携・協力の主体など枠組みの具体的な在り方

- 連携・協力の場に具体的にどのような主体が参加すべきかについては、**目的ごとに個別的に判断**することが適当。

(2) 連携・協力の主体など枠組みの具体的な在り方

- マルチステークホルダーによる協議・決定の実効性をどのように担保するか。制度的に協議会の設置等を確保することが必要ではないか。
例) 協議会がその構成員（連携・協力の主体）に対して情報提供、意見表明等の必要な協力を求めることができ、構成員は協議会の協議結果に基づき必要な取組を行うものとするなど、協議会に一定の役割・権限等を持たせることが考えられるが、どうか。
- 協議・決定の過程で交換される情報やデータに含まれる個人情報や機密情報の適正な取扱いをどのように担保するか。
例) 個人情報の取扱いの適法性を担保するため、協議会が構成員に対し情報提供を求めることができる旨を制度上担保したり、機密情報の漏洩等を防止するため、協議会の構成員等に制度上の守秘義務を課したりすることが考えられるが、どうか。
- その他、次のような論点についても、引き続き検討が必要ではないか。
 - ・ 連携・協力の目的ごとに、具体的にどのような主体が当該連携・協力の場に参加することが適当か
 - ・ 我が国においては、主として情報発信に関わる個人や情報受信に関わる利用者・消費者その他の市民社会の利益代表となる主体の数が必ずしも多くないところ、市民社会の利益をマルチステークホルダーによる協議・決定に反映させるための方策として、どのようなものが必要かつ適当か
 - ・ 連携・協力の目的によっては、制度的な枠組みを整備せず、関係者の自主的な取組としてアドホックな連携・協力を積み重ねることも考えられるところ、その場合の連携・協力関係の安定性・継続性をどのように担保するか

4 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方

4 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方：これまでの検討状況①

(1) 対応を検討すべきインターネット上に流通する「違法・不当な広告」の範囲

- 情報伝送PF上で、本人や組織の許可を得ずに当該本人等であるかのように加工・編集されたなりすまし型の「偽広告」や、その他偽・誤情報を含む広告をはじめ、**違法・不当な広告が流通・拡散しており、閲覧者に財産上の被害をもたらしたり、なりすまされた者の社会的評価を下げたりといった社会的影響が発生・増幅。**
- こうした影響の軽減に向けては、情報伝送PFのみならず、これと同様にアルゴリズムを用いた入札方式の運用型広告を広告主に提供し、広告の質の確保に向けた取組やその透明性・アカウントビリティの確保等を通じ、**アテンション・エコノミーの下で情報流通の健全性確保に貢献することが期待される広告仲介PFも、広告主と直接取引を行い、広告主から直接広告出稿を受ける限り、次の理由から対応を検討することが適当。**
 - どのような広告がどのようなメディアにどのような形で流通・掲載されるかについて、広告流通の入口の段階で一定のコントロールを及ぼす立場にいること
 - 流通させている広告の内容について合理的な注意義務を負うこと
- このような、広告主と直接取引を行い、広告主から直接広告出稿を受ける情報伝送PF及び広告仲介PF※（以下「情報伝送PF等」）において**対応を検討すべき「違法・不当な広告」の範囲**については、少なくとも、次の各要素の有無・軽重に照らし、**具体的な方策との関係で比例性が認められるもの**が含まれると考えることが適当。
 - ① 当該広告そのものが有する**違法性・権利侵害性・客観的な有害性**（及びその明白性）
 - ② 当該広告が流通・拡散することによる**社会的影響の重大性**（及びその明白性）
 - 例）権利侵害性の有無にかかわらず、他人の肖像等を無断で使用して他人になりすました広告
 - 個人の特性や状況に応じた脆弱性に着目して表示先や表示順位が決定（ターゲティング）されることによる影響の増幅 など
- なお、上記範囲の「違法・不当な広告」に対する具体的な方策を検討するに当たり、**営利広告の流通については、次の理由等からより広範な制限に服し得るとの考え方**があることに留意。
 - その他の表現に比して萎縮効果を考慮する必要が小さいこと
 - 広告に由来する消費者被害も少なくなく実害が生じること

※広告仲介PFの対象範囲に関する論点については、スライド17参照。

(2) デジタル広告の流通前の事前審査の在り方

- 「違法・不当な広告」のインターネット上における流通を事前に抑止する観点から、情報伝送PF等による**広告の事前審査の実態を踏まえつつ、その実効性を向上させるための方策**について、次のようなものを中心に検討することが適当。

① 広告の事前審査基準の策定・公表等

② 広告審査体制の整備及び透明化

- ・ 特に、日本語や日本の社会・文化・法令を理解する者の十分な配置及びその状況に関する情報の公開
- ・ AI等の自動的手段を利用する場合における当該手段に関する情報（実効性、エラー率等）の公開

③ 広告主の本人確認の実施（及び確認した広告主に関する情報等の広告への付与）

(3) 違法・不当な広告に対する事後的な掲載停止措置の促進方策

- 違法・不当な広告が（事前審査をすり抜けて）インターネット上で流通した後においても、**情報伝送PF等が当該広告の掲載（や仲介）の可及的速やかな停止措置（アカウントの停止を含む。以下「広告掲載停止措置」）を実施することを促進等するための方策**について、次のようなものを中心に検討することが適当。

① 対応の透明性の確保を通じた過不足ない実施の確保

② 対応の迅速化を通じた実施の促進

③ 広告掲載停止措置の確実な実施

④ ①～③の組合せによる対応

4 広告の質の確保を通じた情報流通の健全性確保の在り方：引き続き検討が必要な論点①

(2) デジタル広告の流通前の事前審査の在り方

- 広告審査体制（前スライド（2）②）として、人の手による審査・AI等の自動的手段による審査それぞれの実効性を向上させる上で、具体的にどのような体制を整備（及び透明化）することが適当か。
例）一定の人員の確保（及びその透明化）、広告主からの不服申立て件数・処理状況等の透明化 等
- その他、次のような論点についても、引き続き検討が必要ではないか。
 - ・ 策定・公表すべき広告審査基準（前スライド（2）①）の具体的内容の在り方
例）他人の肖像を使用した広告の場合における許諾の有無の確認手続、特定の内容の広告の禁止 等
 - ・ 広告主の本人確認（前スライド（2）③）に際して確認すべき具体的な事項及び確認方法の在り方
※ 情報伝送PF等による対応の現状、他領域における既存の制度等を踏まえ、かつ、本人確認の目的（違法・不当な広告の流通・拡散の事前抑止、広告主の事後的なトレーサビリティの確保等）に照らし合理的なものである必要
 - ・ 広告の事前審査の実効性を向上させるための方策として、前スライド（2）①～③以外のものがあるか

(3) 違法・不当な広告に対する事後的な掲載停止措置の促進方策

- 事後的な広告掲載停止措置の対象となる**違法・不当な広告の特性・性質※**に応じ、前々スライド(3)①～④の方策を一定程度類型化することは可能か。

※違法性・権利侵害性・有害性、流通・拡散することによる社会的影響の重大性

- 行政法規に抵触する違法な広告に対する広告掲載停止措置に関し、**所管行政機関による申出・申請の透明性・アカウントビリティ確保方策**について、行政手続に関する既存の法的枠組み※との関係を含め、具体的にどう考えるか。

※ 行政処分の場合は聴聞・弁明の機会の付与（行政手続法13条）等の手続が必要となり、審査請求（行政不服審査法2条）や抗告訴訟（行政事件訴訟法3条1項）の対象となり得る一方、行政指導の場合は行政指導指針の作成・公表義務（行政手続法36条）が生じ得るが、審査請求や抗告訴訟の対象とはならず、公務員の故意又は過失によって損害が生じた場合に国家賠償請求訴訟が可能となる。

- その他、次のような論点についても、引き続き検討が必要ではないか。
 - ・ 前々スライド(3)①の方策について、具体的な目的（例えば、情報伝送PF等による対応の有効性の事後検証等）に応じ、どのような事項についてどのような範囲で透明性を確保することが適当か
例）ターゲティングに用いる主なパラメータに関する情報の公開、過去に掲載（仲介）した広告に関する情報のデータベース化及び公開 等
 - ・ 前々スライド(3)②・③の方策によって実施の促進等を検討すべき広告掲載停止措置について、その契機（対象とする違法・不当な広告の特性・性質に応じた適切な申請主体の範囲）をどのように考えるべきか
※ 例えば、他人の権利を侵害するものを含む違法な広告や、違法性・権利侵害性はないが有害性や社会的影響の重大性が大きい広告に対する広告掲載停止措置に関し、当該広告が掲載されたウェブページの管理者や、当該広告に隣接して掲載されたコンテンツの発信者が申請することについて、どう考えるか。
※ 違法性・権利侵害性はないが有害性や社会的影響の重大性が大きい広告に対する広告掲載停止措置に関し、ファクトチェック機関等が申請することについて、どう考えるか。
 - ・ 広告仲介PFについて、違法・不当な広告の流通の頻度や社会に与える影響の深刻度の大きさ等の観点から、一定の要件を満たす大規模なものにまずは方策の実施を求めることが適当と考えられるが、「一定の要件」としてどのような指標が適当か
例）広告主からの広告入稿数、最終的に掲載された広告が受信者によって閲覧された回数（インプレッション数） 等

5 質の高いメディアへの広告配信に資する取組を通じた 情報流通の健全性確保の在り方

(1) 質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた広告主による取組の促進方策

- 広告仲介PFが提供する運用型広告を通じ、偽・誤情報をはじめ、違法なコンテンツや客観的に有害なコンテンツを掲載するオンラインメディアにデジタル広告が配信され、**広告主が支払う広告費が偽・誤情報、違法なコンテンツや客観的に有害なコンテンツの発信・拡散主体の収入源となる**一方、その他**質の高いコンテンツ等を発信するメディアの広告収入に影響が及んでいる**との指摘がある。
- こうした状況は**広告主のブランド価値の毀損（ブランドセーフティに関する問題）**や**アド Fraudによる被害等**につながるところ、これらのリスクを軽減するためには、**広告主企業の経営層レベルでの大所高所からの判断や後押し、社内の関係部門の連携協力の促進や対応リソースの確保**が必要であり、経営層がコンプライアンス問題・リスクマネジメントとして認識し、主体的に取組を進めることが重要。
- このような**広告主企業やその経営陣による主体的な取組を促進するための方策**として、マルチステークホルダーによる連携・協力の下、**広告主企業やその経営陣に求められる取組※に関するガイドライン・ガイドブック等を策定・公表**することが適当。
 - ※ 例えば次のような取組が考えられる。
 - ・ ブロックリスト（掲載したくない配信先をリストアップ）
 - ・ セーフリスト（掲載したい配信先をリストアップ）
 - ・ PMP（Private Marketplace＝媒体社（パブリッシャー）と広告主を限定したクローズな広告の取引市場）
 - ・ アドベリフィケーションツールの導入
 - ・ デジタル広告品質認証機構（JICDAQ）の認証を受けた事業者の利用
 - ・ 広告掲載品質の確保のための質の高いメディア（パブリッシャー）の真正性・信頼性確保技術の活用
- さらに、**政府や地方自治体が自らの施策の周知等の目的でデジタル広告を出稿し、広告主となる場合、その広告費が公金から支出されること等も踏まえ、求められる取組について積極的に情報収集するとともに、広告掲載品質の確保を適切に行っていることについて客観的な指標※により担保された広告仲介PFその他の広告関連事業者と取引を行う**などのガバナンス体制を構築することが適当。

※ 例えば、業界ガイドラインの遵守やそのことについての第三者機関による認証を受けていることなど

(2) 質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた広告仲介PFによる取組の促進方策

- 広告主を中心とした取組に加え、その実効性を高める観点からも、**運用型広告の提供を通じてメディア運営者（パブリッシャー）との接点を持つことになる広告仲介PF**※において、偽・誤情報、違法なコンテンツや客観的に有害なコンテンツの発信・拡散主体への広告費流入抑止と質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた対応を検討する必要。
※広告仲介PFの対象範囲に関する論点については、スライド21参照。
- この点、パブリッシャーと直接取引を行う広告仲介PFの中には、既に、偽・誤情報等を掲載するメディアへの広告費の流入を抑止する観点から、例えば**広告配信先メディアの事前審査**（以下「メディア審査」）や、**事後的に広告配信を停止する措置**（以下「広告配信停止措置」）等を自主的に実施しているものが存在するところ、**質の高いメディアへの広告配信の確保に向けたこうした取組を促進するための方策**について、次のようなものを中心に検討することが適当。
 - ① メディア審査や広告配信停止措置に関する**基準の策定・公表と運用状況の公開**
 - ・ 特に、偽・誤情報を掲載するウェブページや、広告費詐取を目的として作成されたウェブページ（MFA：Made For Advertisement）等の取扱いを明記
 - ② 偽・誤情報等を掲載するメディアへの広告費流入抑止のためのメディア審査や広告配信停止措置の**実施体制の整備及び透明化**
 - ・ 特に、日本語や日本の社会・文化・法令を理解する者の十分な配置及びその状況に関する情報の公開
 - ・ AI等の自動的手段を利用する場合における当該手段に関する情報（実効性、エラー率等）の公開
 - ③ メディア審査時における**パブリッシャーの本人確認の実施**
 - ④ メディア審査を通じて、偽・誤情報等を掲載するメディアへの広告配信の拒否や広告配信停止措置を実施した場合に、**その旨、理由及び不服申立て方法をパブリッシャーに通知**
 - ⑤ 外部からの**広告配信停止申請窓口を整備・公表**
 - ⑥ 上記⑤の窓口を通じて申請があった場合に、**一定期間内に広告配信停止措置の実施の可否を判断し、判断結果と不服申立て方法を申請者に通知**
 - ⑦ 一定の条件の下で行った広告配信停止措置によりパブリッシャーが被った損害について、**広告仲介PFを免責**

(1) 質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた広告主による取組の促進方策

- 広告主企業やその経営陣による主体的な取組（その前提としてのブランドセーフティやアドフラウド対策等に関する意識の醸成を含む）を促進するためのガイドライン・ガイドブック等を策定・公表するにあたり、**どのような内容**とし、かつ、**どのような手段で広告主企業やその経営陣に周知**することが効果的と考えられるか。
- その他、次のような論点についても、引き続き検討が必要ではないか。
 - ・ 企業に加えて、政府や地方自治体におけるデジタル広告の出稿に係るガバナンス体制を効果的に構築するための具体的な方策（その前提としての意識醸成に向けた方策を含む）として、上記ガイドライン・ガイドブック等をどのような内容とし、どのような手段で周知することが効果的と考えられるか

(2) 質の高いメディアへの広告配信の確保に向けた広告仲介PFによる取組の促進方策

- 「偽・誤情報、違法なコンテンツや客観的に有害なコンテンツの発信・拡散主体への広告費流入抑止と質の高いメディアへの広告配信の確保」という目的とは別の観点（BtoB取引の透明性・公正性向上）から、**特定DPF取引透明化法が広告仲介PFによるメディア審査や広告配信停止措置等の取組の透明性確保を図っているところ、同法と連携できる部分はあるか。**
- その他、次のような論点についても、引き続き検討が必要ではないか。
 - ・ 広告仲介PFについて、広告費の支払を通じて偽・誤情報等の流通・拡散に間接的に寄与するおそれの大きさ等の観点から、一定の要件を満たす大規模なものにまずは方策の実施を求めることが適当と考えられるが、「一定の要件」としてどのような指標が適当か
例）広告配信先となり得る取引先メディアの数・取引高、当該メディア上の広告付きコンテンツが受信者によって閲覧された回数 等

その他全体に共通する論点

その他全体に共通する事項：引き続き検討が必要な論点

(1) 執行手段・プロセス

- 各論点に関して検討した方策の実施を情報伝送PFや広告仲介PFに求める場合、その**実効性を制度的に担保する必要性・方法**について、どう考えるか。
 - ・ 制度的に担保する場合、**執行手段・プロセス**としてどのようなものが必要かつ適当か。
例) 報告徴収・勧告・命令、罰金、課徴金、民事的救済 等

(2) 対象事業者の範囲

- 次のような論点について、引き続き検討が必要ではないか。
 - ・ 各論点に関して検討した方策の実施の対象となる**情報伝送PFの範囲**については、違法・不当な広告の流通・拡散に対応するための方策(4)か、それ以外のコンテンツを含む偽・誤情報等の流通・拡散に対応するための方策(1・2・5)にかかわらず、偽・誤情報等や違法・不当な広告の流通の頻度や社会に与える影響の深刻度という観点から、**利用者数や、サービスの目的・性質等を勘案し、一定の要件を満たす大規模なもの**にまずは方策の実施を求めることが考えられるが、どうか。